

●香川県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年12月27日から平成26年1月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗林停車場今里線（163号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市楠上町2丁目459番1地先 から 高松市楠上町2丁目675番3地先 まで	11.6~12.6	85	平成24年香川県告示第 482号で変更した区域 の一部及び平成25年香 川県告示第534号で変 更した区域

- 4 供用開始の期日 平成25年12月27日